

平成 2 9 年度奈良市地域連携H A C C P 導入実証事業
業務委託仕様書

奈良市健康医療部保健所生活衛生課

第Ⅰ章 一般事項

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注する平成２９年度奈良市地域連携HACCP（以下「ハサップ」という。）導入実証事業業務（以下「本業務」という。）に適用する。

１ 事業の目的及び位置付け

この事業は、ハサップの制度化の推進を図り、食品等事業者の衛生水準のより一層の向上を図ることを目的とする厚生労働省の委託事業を本市が受託し、実施するものである。

２ 事業の概要

この事業は、地域の実情に応じたハサップの普及を推進するために、国の公募により選定された地方自治体が、地域の業界団体等と連携して、ハサップの導入支援のあり方の実証を行うとともに、各地の事例を共有し、国内のハサップの普及に活用するものである。

本市では、ハサップを広く、持続的に普及する観点から、食品等事業者の大部分を占める飲食店事業者を対象に、行政、業界団体及び専門家が連携して、ハサップの導入支援に取り組む内容とする。

３ 適用範囲

本仕様書は、本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

４ 適用基準等

受注者は、本業務の実施に当たって、本仕様書並びに関係する法令、省令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。

５ 委託期間

契約締結日から平成３０年３月３０日までとする。

６ 著作物の使用等

- （１）受注者は、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとするときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、受注者は、当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。
- （２）本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。

７ 賠償責任

受注者は、本業務の履行により生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切処理し、その損害を賠償すること。

8 統括責任者及び担当技術者

- (1) 受注者は、本業務を円滑に遂行するために統括責任者及び担当技術者を定め、本市に届け出るものとする。
- (2) 統括責任者は、本業務全般にわたり管理、監督を行わなければならない。
- (3) 担当技術者は、ハサップに関する専門的な知識及び技術を有し、次に掲げる事項を満たしていること。
 - ア 一般衛生管理及びハサップに関する説明、助言及び指導によるハサップ導入支援実績を有すること。
 - イ 対象とする施設の現地確認による分析から現状の課題を明確にし、状況に応じた課題の解決に向けた具体的施策の立案ができる資質を有すること。
 - ウ 次に掲げる厚生労働省の関連資料のほか、必要に応じて、他の地方自治体の取組事例、書籍及び論文等の関連情報を考慮に入れ、本業務を行うことができること。
 - ① HACCP入門のための手引書〔大量調理施設における食品の調理編〕
 - ② HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた食品衛生管理の手引き〔飲食店編〕
 - ③ 大量調理施設衛生管理マニュアル
 - ④ 食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス（第2版）
 - ⑤ 弁当及びそとぎいの衛生規範

9 打合せ等

- (1) 受注者は、本市担当者と連絡を取り、十分な打合せを行い、本業務を遂行するものとし、本市担当者が指示した事項についてはその指示に従わなくてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の趣旨を把握し、本業務の内容及びスケジュールについて、奈良市健康医療部保健所生活衛生課（以下「担当課」という。）と協議のうえ、決定するものとする。なお、契約締結後は、速やかに、担当課と打合せを行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書の記載事項又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに本市担当者と協議するものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たって、必要とする情報で、本市が保有しているものについては、本市が受注者に提供するものとする。
- (2) 受注者は、本市から入手した情報のうち、既に公表されている情報以外のものについては、本業務を達成すること以外の目的で使用してはならず、本業務の関係者以外に漏洩することのないように管理を徹底すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。
- (4) 個人情報の取扱は、特に、個人情報の漏洩等がないよう、その保護に留意すること。
- (5) 受注者は、コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護及び情報セキュリティ対策への取組を徹底していること。

第Ⅱ章 委託内容

1 業務内容

(1) 導入支援モデル事業

受注者は、担当技術者に、食品衛生監視員と合同で、対象とする施設の現地確認を行わせるとともに、ハサップの具体的な導入支援を行う。

ア 対象とする施設及び件数

本市が選定する飲食店（旅館、ホテル、レストラン、仕出し屋等） 3件

イ 対象とする施設1件当たりの現地確認の回数及び時間

4回（1回当たり3時間以上）

ウ 業務内容

(ア) 導入支援

現地確認は、調理場に立ち入るほか、担当技術者、食品衛生監視員及び導入支援モデル事業者による協議の場を設ける。

① 一般衛生管理に関する説明、助言及び指導に関すること。

一般衛生管理の着実な実施を目的として、衛生管理計画（マニュアル）及び記録様式の作成並びに実施を支援すること。

② ハサップに関する説明、助言及び指導に関すること。

ハサップの考え方を取り入れることを目的として、調理工程が類似する食品をグループ化（未加熱調理品、加熱調理品、加熱後冷却品等）し、グループの代表的なメニューについて、ハサップの考え方に基づく弾力的な衛生管理計画（ハサッププラン）及び記録様式の作成並びに実施を支援すること。

(イ) 業務状況報告書の提出

現地確認を実施するごとに、(ア) 導入支援の実施内容（課題や解決策、導入状況の変遷が分かる写真の撮影記録等を含む。）に関する報告書を本市に提出すること。

エ 留意事項

対象とする施設の現地確認については、1施設当たり月に1回以上の実施とし、日程については、本市と調整して決定するものとする。

(2) 研修事業

受注者は、本市が開催するハサップの理解を促すための研修会において、講師（担当技術者とする。）として、研修を実施する。

ア 対象とする事業者

飲食店事業者

イ 開催場所

本市が指定する場所（原則として、奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）（奈良市三条本町13-1）とする。）

ウ 開催回数及び時間

2回（1回当たり3時間以内）

エ 業務内容

研修資料を作成し、研修を実施すること。なお、研修内容については、次に掲げる事項を含め

ること。なお、③導入支援モデル事業に関することについては、研修の開催時点の内容で差し支えないものとする。

- ① 危害要因に関すること。
- ② 一般衛生管理及びハサップに関すること。
- ③ 導入支援モデル事業に関すること。

ハサップの導入過程で生じた課題や解決策、衛生管理計画（一般衛生管理のマニュアル及びハサッププラン）及び記録様式の紹介等

オ 留意事項

- (ア) 開催日時については、本市と調整して決定するものとする。
- (イ) 対象とする事業者の募集及び研修会の運営管理（研修資料の印刷、会場の準備及び設営、進行等）については、本市が行うものとする。
- (ウ) 研修内容及び資料については、開催前に、本市と打合せを行うこと。

(3) (仮称) 奈良市ハサップ普及推進会議の業務支援

受注者は、行政、導入支援モデル事業者、業界団体及び専門家等をメンバーとする（仮称）奈良市ハサップ普及推進会議（以下「普及推進会議」という。）の業務支援を行う。

普及推進会議では、導入支援モデル事業の進捗状況（ハサップの導入過程で生じた課題や解決策を含む。）の情報共有を行うとともに、導入支援ツールの内容及びその他ハサップの普及方策について意見交換を行う。

ア 開催場所

奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）（奈良市三条本町1 3－1）

イ 開催回数及び時間

2回（1回当たり3時間未満）

ウ 業務内容

(ア) 普及推進会議の業務支援

- ① 普及推進会議には、担当技術者を参加させることにより、専門的な立場から、意見交換及び助言を行うこと。
- ② 普及推進会議では、導入支援モデル事業者による取組内容の報告を補足し、必要に応じて、ハサップの導入過程で生じた課題や解決策、衛生管理計画（一般衛生管理のマニュアル及びハサッププラン）及び記録様式の紹介等を行うこと。

(イ) 関連資料作成支援

- ① (ア) 普及推進会議の業務支援を行う上で、必要な資料を作成すること。なお、資料の内容については、開催前に、本市と打合せを行うこと。
- ② 普及推進会議の開催ごとに、会議の内容に関する報告書（以下「会議報告書」という。）を本市に提出すること。

エ 留意事項

普及推進会議の運営管理（会議資料の印刷、会場の準備及び設営、進行等）については、本市が行うものとする。

(4) 導入支援ツールの作成

受注者は、(1) 導入支援モデル事業及び(3) (仮称) 奈良市ハサップ普及推進会議の内容を

踏まえて、飲食店事業者を対象とする教材（冊子とする。）の作成を行う。

ア 導入支援ツールの仕様及び作成部数

(ア) 内容

- ① 飲食店事業者を対象とする講習会での使用を想定し、分かりやすく、取り組みやすい内容とすること。
- ② 導入支援モデル事業より得られたノウハウや事例（導入状況の変遷が分かる写真の撮影記録等を含む。）を盛り込むこと。また、ハサップの導入過程で生じた課題や解決策、衛生管理計画（一般衛生管理のマニュアル及びハサッププラン）及び記録様式等の紹介を行うこと。

(イ) 規格

- ① 用紙サイズ A 4
- ② 頁数 本文 50ページ以内
- ③ 刷り 2色（表紙、裏表紙を含む）
- ④ 綴じ方 無線綴じ
- ⑤ 使用紙 本文（コート紙）
表紙、裏表紙（マットコート紙。ただし、本文の使用紙より厚い紙とする。）

イ 留意事項

- (ア) 導入支援ツールについては、事前に骨子案を作成し、本市と協議したうえで、作成すること。
- (イ) 導入支援ツールについては、本市ホームページに掲載を予定していること。

2 成果品

受注者は、本業務が終了したときは、下記の成果品を納品するものとする。

(1) 成果品一覧

N o	内容	数量
1	導入支援ツール	・印刷物（冊子）：250部 ・電子データ一式
2	業務状況報告書	・電子データ一式 ・紙媒体
3	会議報告書	・電子データ一式 ・紙媒体

(2) 成果品の納入について

成果品の納入に当たっては、下記の事項に留意すること。

ア 電子データ一式の納入については、CD-R等の提出又は電子メールの送付（本市の指定するメールアドレス）によるものとする。なお、ファイル形式については、PDF及びその他提供可能な形式とする。ただし、PDF以外に提供不可の場合は、PDFのみで差し支えないものとする。

イ 本業務の実施に当たって生じた著作権等の全ての権利はすべて本市に帰属するものとする。

(3) 納入場所

奈良市健康医療部保健所生活衛生課

(4) 納入期限

平成30年3月30日

3 委託料の支払

受注者は、本業務の完了について本市の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。なお、本市は、前述の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

4 再委託等の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

5 実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。このスケジュールは、あくまで目安であり、詳細は本市と調整して決定するものとする。

	平成29年 11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
導入支援モデル事業	←			→	
普及推進会議		←		→	

※ 研修事業のスケジュールについては、本市と調整して決定するものとする。